

市総務局人事部給与課長以下、市労連書記長以下の予備交渉

令和6年10月8日(火曜日)大阪市労働組合連合会(市労連)との交渉の議事録

(市)

始めさせていただく。予備交渉ということではまず日程であるが、令和6年10月10日木曜日16時半から、場所は本庁舎4階の第1第2共通会議室、こちらの会議室でということをお願いする。交渉議題であるが、令和6年度の給与改定等についてということで、例年、要求項目について交渉事項とそうでないもの、管理運営事項のものが含まれており、要求そのものを否定するわけではないが、交渉事項にかかるものについて協議するということをまず確認したいと思う。後ほど各係長から内容について確認をさせていただく。交渉メンバーについては、総務局長以下、水道局、教育委員会事務局となり、メンバー表を用意してあるので渡したいと思う。

(組合)

市労連側もメンバー表がある。よろしくお願ひする。

(市)

よろしくお願ひする。

(組合)

交渉の前段で、10月2日に市労連の定期大会があり、役員の変更があったので、冒頭にこちら側からご挨拶、紹介だけさせていただくので、よろしくお願ひする。

(市)

分かった。

こちらも、10月1日異動で水道局の職員課長が異動になっているので、その挨拶も入れさせていただきたいと思う。

(組合)

分かった。了解である。

(市)

そうしたら、個別の要求項目の確認に移らせていただく。

それでは、事前にもらっている要求書案の内容について、管理運営事項であったりとか、内容について伺いたいと思うものを給与課から順番に伺いたいと思う。ただ、給与課の本

給部分については、例年どおりではあるが管理運営事項はなく、今年度要求されている内容についても大きな変更はないと思うので、給与課の本給部分から確認したい事項は特にない。

手当・非正規部分については、管理運営事項はない。確認したい部分だが、2番の諸手当のところの「また扶養手当については」の後ろであるが、「職員それぞれの生活実態を踏まえた制度となるよう改善を図ること」ということで、新しくここが変わってるかなと思っているが、何か具体的にイメージするものとかがあるだろうか。

(組合)

今年の人勧の各報告の中でも、國の人勧もそうだったが、扶養手当のいわゆる配偶者手当の廃止と子どもの扶養手当のところが触れられていたので、具体的のところは後々の事務折衝と思っているが、その点があったので少し記述を変更させていただいている。意味合い的にはそういう意味である。

(市)

分かった。手当・非正規としては以上である。

では続いて、人事課から管理運営事項について確認させていただきたいと思う。まず、要求項目の4の(3)について、昇格枠、とりわけ行政職3級昇格枠の拡大を図るの箇所については、管理運営事項となる。次に、要求項目7についてである。昇格枠の拡大を図ること、こちらについても管理運営事項となっている。続いて、要求項目12番、14番については、項目全てが管理運営事項に当たると考えている。要求項目18の(3)についてである。相談体制のさらなる充実の箇所が、管理運営事項に当たると考えている。続いて、要求項目18の(5)についてである。こちらの雇用施策の一層の充実を図るの箇所については、管理運営事項に当たると考えている。次に、要求項目18の(7)について。再度の任用に関わって不安定な雇用とならないよう業務実態に応じた任用とするという箇所については、管理運営事項に当たると考えている。要求項目18の(8)について、こちらの勤務体制の整備の箇所については、管理運営事項に当たると考えている。最後に、要求項目19番について。業務執行体制の構築の箇所については、管理運営事項に当たると考えている。以上となる。

厚生グループからは、管理運営事項はない。確認させていただきたいこともない。

教育委員会からも管理運営事項はなく、確認事項もない。

こちらから確認させていただきたい事項は、以上である。

(組合)

はい。市労連側は、特段ないので。

(市)

それでは、よろしくお願ひする。

(組合)

よろしくお願ひする。